

## 景観緑三法案に対する今後の対応について

(社) ランドスケープコンサルタンツ協会技術委員長  
(株) 総合計画機構 糸谷正俊

本文は、「建設マネジメント6月号」の掲載に向けて、(社) ランドスケープコンサルタンツ協会の依頼で執筆したものである。

### はじめに

景観緑三法とは、景観法、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三法をいうが、いずれも当ランドスケープコンサルタンツ協会の業務に深く関わる法律であること、この制定によって我が国の景観緑行政の質的・量的変化が予測されること、さらにはこれからのまちづくりや都市環境整備の上で革新的な内容を包含する制度であると評価されることから、以下、景観緑三法に関する特徴・課題等について述べ、今後の業界の取り組みの一指針としたい。

### 1. ランドスケープコンサルタンツと景観・緑化業務

当協会の会員は平成15年3月末現在で216社を数える（うち正会員114社、準会員39社、賛助会員63社）。会員各社の「景観」にかかる最近の業務を e-PLA（当協会の業務検索システム）で見ると登録業務7859件のうち319件数に上り、もともと緑化・緑地整備の専門家集団であることに加え、景観形成・整備に関するコンサルタントとしても重責を担っていることがわかる。

近年の美しい国づくりや観光振興の要請を受け、また国際化時代に対処できる（将来的に海外ランドスケープアーキテクトのライセンスとの相互承認を意図している）職能の確立をめざして当協会は、平成14年度より登録ランドスケープアーキテクト（以下 RLA と略す）資格認定制度を立ち上げた。すでに特別認定された200人余の RLA は、日々景観計画や都市緑化等の業務を遂行する一方、平成16年度から始まる本格的な試験実施に向けての問題作成や資格制度の普及啓発等にボランティアとして取り組んでおり、景観緑行政の推進に向けてこの資格制度の普及と活用が待たれるところである。

### 2. 景観緑三法の内容と特徴

景観緑三法は、美しい国づくり政策大綱や観光立国行動計画等の国策と、全国での景観緑行政の進展を背景とし、景観計画等の策定により、各種の規制誘導と、景観形成事業や緑地環境整備への補助、税の適正評価等を実現手法として駆使するものである。

ここで景観法案についてその特徴を見ると、以下の4点を上げることができる。

#### ①景観に関する基本理念を明記したこと

法の目的を形式的に定めるだけでなく、基本理念として良好な景観が国民共通の財産であること、良好な景観が地域の自然・歴史・文化と人々の生活等との調和により形成され

ること、良好な景観は多様な形成が図られる必要があり、また地域一体の取り組みが必要であること、良好な景観を保全するのみならず新たな創造にも取り組むべきこと、等が謳われ、国の考え方をはっきり打ち出したことは素晴らしい。

#### ②対象を都市景観に限定せず農山漁村や自然公園の景観、さらには歴史的文化的景観についても視野に入れていること

従来景観整備というと都市景観を対象とし、それも建築表装部分を景観デザインとして扱う場合が多かったが、法案では広く景観を土地利用として、また動的に時空間としてもとらえ、まさにランドスケープの世界として展開することを意図している。

#### ③法定計画として景観計画を位置づけたこと

景観行政は地方の命題という枠組を国が関与することで取り払うとともに、法定計画とすることで地方自治体、自治体連合、都道府県等の多様で実現性の高い取り組みを可能としている。

#### ④景観形成における自治体や住民・事業者の活動を重視し、地域主導のシステムを導入していること

景観整備機構、景観協議会等を位置づけ、住民等と行政が協働して取り組む場を設け、また景観協定制度により住民合意による景観形成を可能にしている。

また第2の法案は、画期的な景観法の施行に向け、都市計画法、屋外広告物法等関係法律を改正するもので、開発許可基準や地域地区制度の追加修正や、不適切広告物の簡易除去等を規定したものである。これにより都市計画上景観行政のひとつのシンボルである美観地区が廃止され、新たに景観地区が制度化されることになった。

さらに都市緑地保全法の改正においては、法律名が都市緑地法となり、緑地保全地域の指定、緑化地区制度の創設等を内容としており、市民協働の管理協定制度の適用拡大や緑化の義務化等、市民参加時代や地球環境時代の要請を受けた制度強化がひとつの特徴となっている。

### 3. 景観緑三法への対応と課題

当協会はこれまでも、景観緑三法の制定に向けて国に会長名で要望書を出すなど、推進活動を展開してきたところである。また前記したように、景観緑施策の立案に資する技術者養成の一助としてRLA資格制度の普及に努めている。

しかしながら、前記したように景観行政はどうしても都市景観デザインという狭い意味で捉えられがちであり、この景観法案の運用如何ではいわゆる都市景観整備の域を出ない危惧もある。この課題に対しては、景観緑法案がアーバンプランナー、アーバンデザイナーだけの領域ではなく、ランドスケープにかかるRLAや造園の職能を必須としていることを強調しておきたい。

本来景観とはまさにランドスケープを意味し、地の風景の骨格構造の上に図のデザインが合わさって全体の景を成す。大地と自然の恵みの上に人間活動が展開することで風景が形成される。この地と図の関係性を解き明かし、その美とアメニティを追求するランドスケープアーキテクトが求められるのである。

景観10年、風景100年、風土1000年といわれる。ランドスケーププランナー、

ランドスケープアーキテクトは、決して景観概念が都市デザインという狭い領域に矮小化されることの無いよう、景観緑法案の趣旨を全国各地に普及啓発する責務を担うとともに、ランドスケープの世界を地と図の関係性、さらには時間と空間の関係性、自然と暮らしの関係性の中で構築していく使命感を持って、都市づくり、地域づくりに邁進していかねばならない。